

平成 年（再 ）第 号

弁済許可申立書

札幌地方裁判所民事第4部 御中

平成 年 月 日

申立人（再生債務者）

申立人代理人弁護士

第1 申立ての趣旨（許可を求める事項）

申立人が、再生手続開始後、再生計画の認可決定確定までの間、下記住宅資金貸付債権につき、下記のとおり弁済することを許可する。

記

1 住宅資金貸付債権の表示

平成 年 月 日付 に基づき、株式会社 銀行が申立人に対して有する貸付債権

2 弁済方法

（例1）再生手続開始申立書添付の返済予定表記載のとおり

（例2）再生手続開始後、再生計画の認可決定確定までの間、毎月 日限り金 万円（ただし、6月及び12月は金 万円を加える。）

（例3）平成 年 月 日までに損害金 円（平成 年 月 日から平成 年 月 日までの遅滞分）、その他は再生手続開始申立書添付の返済予定表記載のとおり

第2 申立ての理由

1 申立人は、再生計画につき住宅資金特別条項を定める旨の申述をしている。 2 再生手続開始後に前記弁済をしなければ、申立人は約定により住宅資金貸付 債権の全部又は一部について期限の利益を失う可能性がある。

3 申立人が提出を予定している住宅資金特別条項を定めた再生計画案は、御庁によって認可される見込みがある。

4 よって、上記の許可を求める。